

審 査 基 準

令和3年4月1日作成

法 令 名 : 質屋営業法 (3-4)
根 拠 条 項 : 第8条第2項 (第4条第2項の規定による届出の場合に限る。)
処 分 の 概 要 : 許可証の書換え
原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め : 質屋営業法第4条第2項 (営業内容の変更の届出) 質屋営業法施行規則第1条 (申請及び届出の一般的手続) 第12条 (許可証の書換えの申請)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 25日
申 請 先 : 営業所の所在地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係(電話043-201-0110)
備 考 :